

指定避難所における避難所長及び副避難所長設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害時の指定避難所における円滑な避難所を運営のために、避難所長及び副避難所長を設置することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 区長は、災害時における地域の活動及び円滑な避難所運営について、理解を有する区民のうちから町会長・自治会長等が立候補、又は推薦した者に、避難所長を委嘱する。また、副避難所長については、災害時の避難所運営協議会において互選することとする。

(担任事項)

第3条 避難所長及び副避難所長の担任事項は、次のとおりとする。

- (1) 避難所の開設
- (2) 避難所運営における方向性の決定
- (3) 避難所運営協議会の開催

(任期)

第4条 避難所長の任期は、2年とし、再任を妨げない。なお、補欠の避難所長の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、副避難所長の任期は、災害時にのみ設置されるため、定めない。

(設置の取消し)

第5条 区長は、避難所長から辞任の申し出があったとき、又は避難所長が次の各号の一に該当するときは、委嘱を取り消すことができるものとする。

- (1) 区外に転出し、又は死亡したとき。
- (2) 傷病その他の事由により活動できなくなったとき。

(庶務)

第6条 平常時における避難所長及び副避難所長に関する事務は、地域防災支援課において処理する。ただし、災害時においては、各自で処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、避難所長及び副避難所長について必要な事項は、危機管理部長が定める。

付則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付則

この一部改正は、区長決定日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付則

この一部改正は、令和3年4月1日から施行する。